

新千歳空港国際線旅客取扱施設利用料に関する約款

(目的)

第1条 新千歳空港ターミナルビルディング株式会社（以下「会社」という。）が管理する新千歳空港国際線旅客ターミナルビル（以下「新千歳空港国際線」という。）では、旅客取扱施設（ターミナルビルの搭乗待合室、保安検査場、出発及び到着コンコース等をいう。以下同じ。）の提供に要する費用に充てるため、旅客取扱施設利用料（以下「利用料」という。）をお客様より頂いております。この約款は、この利用料のお支払い等について必要な事項を定めることを目的とします。

(利用料)

第2条 新千歳空港国際線から出発されるお客様（以下「旅客」という。）のうち航空券の発券を受けた旅客には、利用料を航空運送事業者又はその代理店（以下「航空運送事業者等」という。）を通じて航空券が発券される際に航空運賃に上乗せする方法によりお支払い頂きます。航空券の発券を受けない旅客（自家用航空機を利用する旅客を含む。）及び何らかの理由により航空券の発券の際に利用料をお支払い頂いていない旅客には、別途航空運送事業者等を通じて、別異の方法により、利用料をお支払い頂きます。

2 利用料の額は、次に掲げるとおりとします。下記利用料の額の適用に際しては、12歳以上の者を大人、2歳以上12歳未満の者を小人とします。

ただし、12歳未満であっても大人用航空券を使用する者は大人とみなしますが、航空券の大人用・小人用の区別が無い場合は、出発旅客の年齢に応じて利用料をお支払い頂きます。尚、2歳未満の旅客に対して利用料は課されませんが、2歳未満でも座席（航空券）を使用する場合は、小人とみなします。

・利用料の額（消費税及び地方消費税を含む。）

出発旅客（新千歳空港国際線の出国検査を受け出発する旅客。以下同じ。）

大人1人あたり 2,610円（税込）、小人1人あたり 1,300円（税込）

(免除)

第3条 航空運送事業者等が、別紙に掲げる条件に適合する旅客について、会社に利用料免除を申し出た場合、会社は前条の規定にかかわらず当該旅客の利用料を免除します。

(供用の休止)

第4条 会社は、次の各号に掲げる場合は、旅客サービス施設の一部の供用を休止することがあります。尚、この場合は相変わらずであっても利用料の払い戻しは行いません。

- (1) 旅客サービス施設が破損し、又は故障したとき
- (2) 旅客サービス施設に修理その他の工事を施すとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、旅客サービス施設の管理上特に必要があるとき

(払い戻し)

第5条 利用料を支払った旅客が、新千歳空港国際線から出発を取りやめたとき、又は会社が必要と認めた場合、利用料をお支払い頂いた航空運送事業者等から払い戻しを行います。尚、利用料の払い戻し方法等については、航空運送事業者等の定めるところによります。

(航空運送事業者等の義務)

第6条 航空運送事業者等には、利用料の算定に必要な書類を会社の指定する期日までに会社に提出して頂きます。

2 会社は、前項の報告に基づき利用料の額を計算し、月初から月末までの1カ月分を単位としてとりまとめ、航空運送事業者等に利用料の額を請求いたします。

- 3 航空運送事業者等には、旅客から受領した利用料の額を前項の請求により、会社が指定する期限までにお支払い頂きます。
- 4 航空運送事業者等が前項の利用料の納入を遅延したときは、その遅延した金額に対し、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じ年 14.6 パーセントの割合で計算した延滞金を会社にお支払い頂きます。尚、その延滞金に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。
- 5 航空運送事業者等が、航空券面に利用料支払い済みの表示のない航空券により搭乗させる場合（ただし、第 3 条に該当する場合を除く。）は、航空運送事業者等の責任において当該旅客に請求して頂きます。

（事務手続き等）

第 7 条 会社と航空運送事業者等間における利用料の収受に関する事務手続きその他条件は、別途両者間で取り決めすることとします。

（約款の適用）

第 8 条 この約款の適用にあたっては、日本語を正文とし、日本法に従い解釈し、この約款の定めのない事項については、日本法を適用します。

- 2 この約款に関する争いについてはすべて、札幌地方裁判所を管轄とします。

（約款の変更）

第 9 条 会社は、この約款を変更するときは、航空運送事業者等と協議の上、その効力発生日を定め、当該変更を行う旨及び当該変更の内容ならびに当該変更の効力発生日を会社のウェブサイト（<http://www.new-chitose-airport.jp/ja/>）で周知します。かかる変更後に航空券の発行を受け、又は空港の旅客サービス施設を利用して、新千歳空港国際線を出発する旅客は、変更後の約款に承諾したものとみなし、変更後の約款を適用します。

附則

1. この約款は、2010年3月26日から施行します。
 - ※2014年4月1日一部改定
 - ※2019年10月1日一部改定
 - ※2019年10月27日一部改定
2. 第 2 条に定める利用料は、2010年3月26日以降に新千歳空港国際線を使用して出発で利用するお客様に適用されます。

次に掲げる旅客については、利用料を免除します。

- (1) 閣議等により国公賓及び国公賓に準じて取り扱うことになった外国の賓客(以下「国交賓」という。)
- (2) 国交賓等の同行者で、代理通関及び機側通関を認められた旅客
- (3) 新千歳空港の入国審査場から本邦に上陸した旅客のうち上陸当日に出国する者であって、その旨を証する航空運送事業者等が発行する証明書を所持している旅客
- (4) 出入国管理および難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号。以下、「法」という。）により、退去強制を受けた者のうち、国費で本邦から本邦外の地域に送還される旅客
- (5) 法により上陸を拒否された者であって、その旨を証する入国審査官が発行する証明書が航空運送事業者等から提出された旅客
- (6) やむを得ない事情のため新千歳空港に不時着した航空機、または、代替空港(飛行場)として新千歳空港に着陸した航空機の旅客
- (7) 航空交通管制その他行政上の必要から新千歳空港に着陸を命ぜられた航空機の旅客
- (8) 離陸後、やむを得ない事情のため他の空港(飛行場)に着陸することなしに新千歳空港に着陸した航空機の旅客
- (9) 機体もしくは機器等の故障、急病人の発生、ハイジャック、空港(飛行場)の悪天候、滑走路の閉鎖または航空交通管制その他行政上の必要から新千歳空港の出発が翌日以降になった航空機の旅客のうち、施設利用料をすでに支払った旅客及び本来本邦に上陸する予定のない旅客で入国審査場から本邦に上陸した旅客
- (10) 前各号のほか、航空運送事業者等からの申し出により、会社が徴収しないと認めた旅客

以 上